

令和3年第1回定例会 （令和3年2月19日）

# 桶川北本水道企業団 議会会議録

桶川北本水道企業団議会



# 令和3年第1回桶川北本水道企業団議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (2月19日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
企業長の一般報告	4
企業長提出議案の上程、説明	6
一般質問	17
中村洋子君	17
高橋伸治君	20
星野充生君	23
佐藤洋君	26
第1号議案に対する質疑、討論、採決	31
第2号議案に対する質疑、討論、採決	32
第3号議案に対する質疑、討論、採決	32
第4号議案に対する質疑、討論、採決	33
特定事件の閉会中の継続審査の申し出について	36
閉会の宣告	37

桶川北本水道企業団告示第1号

令和3年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月12日

桶川北本水道企業団

企業長 小野 克典

1. 日 時 令和3年2月19日(金) 午前9時00分

2. 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室

# 令和3年第1回桶川北本水道企業団議会定例会日程

## 議事日程

令和3年2月19日

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 企業長の一般報告
4. 企業長提出議案の上程、説明
5. 一般質問
6. 議案の質疑、討論、採決
  - (1) 第1号議案  
専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）
  - (2) 第2号議案  
専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）
  - (3) 第3号議案  
令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について
  - (4) 第4号議案  
令和3年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について
7. 特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

# 令和3年第1回桶川北本水道企業団議会定例会

令和3年2月19日（金曜日）

## ○出席議員（10名）

1番	今	関	公	美	君	2番	高	橋	伸	治	君	
3番	星	野	充	生	君	4番	岡	安	政	彦	君	
5番	中	村	洋	子	君	6番	工	藤	日	出	夫	君
7番	加	藤	勝	明	君	8番	糸	井	政	樹	君	
9番	江	森	誠	一	君	10番	佐	藤		洋	君	

## ○欠席議員（なし）

---

## ○説明のための出席者

企業長	小	野	克	典	君	副企業長	三	宮	幸	雄	君
事務局長	小	高	清	隆	君	参事兼 事務局 次長兼 浄水課長	小	島		稔	君
事務局 次長兼 施設課長	河	野	宏	之	君	副参事兼 給水課長	青	鹿	秀	明	君
総務課長	堀		和	行	君	業務課長	小	菅		勉	君

---

## ○職務のため出席した者の職氏名

書記	久	保		武		書記	中	村	正	夫
----	---	---	--	---	--	----	---	---	---	---

午前 9時15分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（加藤勝明君） それでは、定足数に達しておりますので、令和3年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

△議事日程の報告

○議長（加藤勝明君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承ください。

---

△会議録署名議員の指名

○議長（加藤勝明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

4番 岡 安 政 彦 議員

5番 中 村 洋 子 議員

の兩名を指名いたします。

---

△会期の決定

○議長（加藤勝明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

△企業長の一般報告

○議長（加藤勝明君） 日程第3、企業長より一般報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企業長。

○企業長（小野克典君） 本日、ここに令和3年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を招集

申し上げたところ、議員各位には公私ともにご多忙のところご参会いただきまして、深く感謝申し上げます。

それでは、議案の提出に先立ちまして、一般報告を申し上げます。

初めに、当企業団における新型コロナウイルスに関連した取組について申し上げます。

当企業団では、職員への感染防止対策として、引き続き朝の検温やマスクの着用、営業等で来庁する方への入室制限、接客するカウンターテーブル等へのビニールシートや消毒液の設置を行っております。

また、例年参加しておりました両市の防災訓練は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、今年度、桶川市は中止し、北本市は規模を縮小して実施となったため、当企業団の参加は見送りとなりました。

経済支援対策等としましては、昨年7月及び8月の水道基本料金減免のほか、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したなどの事情により水道料金の支払いが困難となった方に対し、支払い猶予の相談受付を引き続き実施しております。

次に、業務の状況について申し上げます。

水道事業経営は給水人口と配水量の推移に大きく影響されますが、令和3年1月末の給水人口は14万1,212人で、前年同期と比べ299人減少となっております。配水量及び有収水量は、営業用、工場用、官公署等用及び臨時用は減少しましたが、一般用が増加したことにより、昨年4月から1月までの配水量は1,308万1,506立方メートル、前年同期比22万8,710立方メートル、1.8%の増加、有収水量は1,226万874立方メートル、前年同期比30万6,183立方メートル、2.6%の増加となりました。有収水量は増加しましたが、給水収益は水道基本料金の減免により、前年度比で2.2%減少となりました。

次に、ダイレクト型制限付き一般競争入札について申し上げます。

本年度も設計価格1,000万円以上の工事を対象に、最低制限価格制度を設け実施し、現在までに19件の工事請負契約を締結しました。

最後に、石綿セメント管更新事業について申し上げます。

石綿セメント管更新事業の今年度の事業内訳は、桶川市内3件、北本市内7件、桶川市内から北本市内にかけて1件の合計11件で、更新距離2,054.5メートルとなります。全て今年度に完成予定です。

以上をもちまして、当企業団の主要な事項につきましての一般報告とさせていただきます。

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（加藤勝明君） 日程第4、企業長提出議案を一括上程いたします。

第1号議案から第4号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。  
企業長。

○企業長（小野克典君） それでは、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、順次その概要をご説明申し上げます。

初めに、第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）申し上げます。

本案は、議会議員の期末手当の支給割合を0.05月分引下げ、年間4.45月とするものでございます。令和2年11月30日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、その承認を求めます。

次に、第2号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）申し上げます。

本案は、企業長及び副企業長の期末手当の支給割合を0.05月分引下げ、年間4.45月とするものでございます。第1号議案と同様、令和2年11月30日に専決処分いたしましたので、本定例会にて報告し、その承認を求めます。

次に、第3号議案 令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

第2条は、収益的収入において、受託工事収益、分担金及びその他営業収益が予定した額に達しない見込みとなったため、減額補正をするとともに、他会計補助金が予定した額を超える見込みとなったため、増額補正するものでございます。

収益的支出において、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費及び総係費が予定した額に達しない見込みとなったため、減額補正をするとともに、資産減耗費、消費税及び過年度損益修正損に不足を生じたので、増額補正するものでございます。

第3条は、資本的収入において、負担区分による負担金、工事負担金及び分担金が予定した額に達しない見込みとなったため、減額補正をするものでございます。

資本的支出においては、建設改良費の石綿セメント管更新事業費、配水設備費、配水支管整備費、工事請負費、原浄水設備改良費、配水設備改良費、事務費及び営業設備費が予定した額に達しない見込みとなったため、減額補正をするものでございます。

第4条は、職員給与費が予定した額に達しない見込みとなったため、減額補正するものでございます。

第5条は、他会計からの補助金が予定した額を超える見込みとなったため、増額補正するものでございます。

次に、第4号議案 令和3年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について申し上げます。

令和3年度予算に当たりましては、人口減少社会の到来による水需要の低迷により、今後の給水収益等には多くが期待できない中、水道事業ビジョンで掲げる持続、安全、強靱な水道とSDGsの施策としての持続可能で強靱な質の高い水道を目指し、予算編成を行ったところです。

予算第2条の業務の予定量は、給水件数は6万4,060件、年間総配水量は1,536万6,500立方メートル、1日平均配水量は4万2,100立方メートルです。

また、主要な建設改良事業として、石綿セメント管更新事業を6億473万3,000円としたところです。

第3条収益的収支では、収入は30億7,817万2,000円、前年度比0.12%増加、支出は29億38万4,000円、前年度比1.44%増加となりました。

収入においては、営業外収益は減少しておりますが、営業収益が増加となりました。支出においては、営業費用及び営業外費用が増加し、特別損失が皆減となりました。

第4条資本的収支では、収入は5,949万1,000円、前年度比60.21%減少、支出は10億2,099万8,000円、前年度比12.24%減少となりました。

収入においては、関係市負担金及び補助金は増額しておりますが、工事負担金及び分担金が減少しております。

支出では、石綿セメント管更新事業費、事務費及び営業設備費は増加しておりますが、配水設備費、配水支管整備費、工事請負費、原浄水設備改良費、配水設備改良費及び企業債償還金は減少しております。

第5条は債務負担行為、第6条は一時借入金の限度額、第7条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額、第8条は他会計からの補助金、第9条はたな卸し資産購入限度額をそれぞれ定めたところです。

以上をもちまして、本定例会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局で補足説明をいたしますので、何とぞ慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し

上げます。

○議長（加藤勝明君） 総務課長。

○総務課長（堀 和行君） おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

初めに、第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）申し上げます。

本案は、人事院勧告等を踏まえ、令和2年度の議会議員の期末手当の支給割合を0.05月引き下げたものでございます。

構成市であります桶川市及び北本市の令和2年12月定例会で改正条例を議決後、当企業団におきましても条例改正を行うこととしたため、令和2年11月17日開催の議会運営委員会にてご協議をいただきまして、12月1日の手当支給基準日までに条例改正を行うには議会を開くいとまがないことから、専決処分とすることをご了承いただいたものでございます。

次に、第2号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）申し上げます。

こちらも第1号議案と同様に、正副企業長の期末手当を0.05月引下げ、年内に支給するため、専決処分としたものでございます。

次に、第3号議案 令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正予算書をご覧ください。

初めに、1ページですが、第2条、第3条の補正科目につきましては、企業長が提案理由で申し上げたものでございます。

補正額の内訳につきましては、次の予算実施計画で申し上げます。

なお、第3条は、予算第4条本文括弧書き中に記載の資本的収支の不足額及び補填財源額に変更がありましたので、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額10億1,385万7,000円を8億7,315万2,000円に、消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,282万6,000円を6,057万2,000円に、過年度分損益勘定留保資金7億5,465万3,000円を2億7,020万2,000円に改め、新たに建設改良積立金3億6,600万円を加えるものでございます。

2ページにまいりまして、第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、（1）職員給与費でございますが、400万円減額し、3億2,308万3,000円とするもので

ございます。

次に、第5条は、他会計からの補助金に（2）水道料金基本料金軽減支援事業補助金8,451万1,000円を新たに加えるものでございます。

次に、3ページにまいりまして、補正予算実施計画でございます。

予算科目で款、項、目となっております。目の項目で申し上げてまいります。

初めに、収益的収入及び支出になります。

まず、収入でございます。

営業収益の2、受託工事収益でございますが、公共下水道工事に伴う給水管布設替え工事が未発生だったことにより159万円減額し、2,142万円とするものでございます。

3、分担金でございますが、一般住宅及び集合住宅の申込み件数が当初見込みよりも少なかったことにより663万7,000円減額し、7,084万円とするものでございます。

5、その他営業収益でございますが、関係市負担金で消火栓の修繕が当初見込みよりも少なかったことにより410万4,000円減額し、226万5,000円とするものでございます。

次に、営業外収益の2、他会計補助金でございますが、水道料金基本料金減免事業に対する両市からの補助金で8,451万1,000円増額し、8,598万5,000円とするものでございます。

収入の合計は、30億5,372万4,000円になるところでございます。

次に、4ページにまいりまして、支出でございます。

営業費用の1、原水及び浄水費でございますが、委託料で落札率による不用額の発生や、動力費で電気使用量、薬品費で薬品使用量及び受水費で当初見込みよりも少なかったことにより3,050万円減額し、11億7,277万3,000円とするものでございます。

2、配水及び給水費でございますが、修繕費で水道メーター購入単価が想定よりも低かったことや、路面復旧費で落札率による不用額の発生により1,050万9,000円減額し、3億8,678万9,000円とするものでございます。

3、受託工事費でございますが、公共下水道工事に伴う給水管布設替え工事の未発生と、路面復旧費で舗装本復旧が当初見込みよりも少なかったことにより261万5,000円減額し、2,194万6,000円とするものでございます。

6、総係費でございますが、給与費で人事異動及び育児休業取得による不用額の発生や、広告料で当初見込みよりも少なかったことにより521万円減額し、1億8,147万7,000円とするものでございます。

8、資産減耗費でございますが、配水管の除却数量が増加したことにより、282万円増額

の2,870万7,000円とするものでございます。

次に、営業外費用の2、消費税でございますが、令和2年度決算見込み結果に基づき、消費税が不足となるため4,314万2,000円増額し、6,730万円とするものでございます。

次に、特別損失の1、過年度損益修正損でございますが、過年度における減価償却費の計上不足により、1,096万7,000円増額の1,540万2,000円とするものでございます。

支出合計額は28億6,736万9,000円になるところでございます。

次に、5ページにまいりまして、資本的収入及び支出になります。

まず、収入から申し上げてまいります。

同じく目のところで申し上げます。

1、負担区分による負担金でございますが、消火栓設置費用の減少により185万円減額し、659万9,000円とするものでございます。

1、工事負担金でございますが、土地区画整理事業や公共下水道工事に伴う配水管の布設替え工事で、予定している箇所の工事未発生等により9,271万9,000円減額し、691万7,000円とするものでございます。

1、分担金でございますが、284万4,000円減額し、3,036万円とするものでございます。

資本的収入の合計は5,210万3,000円になるところでございます。

次に、6ページにまいりまして、支出でございます。

建設改良費の1、石綿セメント管更新事業費でございますが、落札率による不用額の発生等により3,430万9,000円減額し、4億4,255万円とするものでございます。

2、配水設備費でございますが、落札率による不用額の発生や配水管布設工事の未発生により5,308万6,000円減額し、4,570万円とするものでございます。

3、配水支管整備費でございますが、落札率による不用額の発生により3,276万2,000円減額し、5,648万6,000円とするものでございます。

4、工事請負費でございますが、土地区画整理事業や公共下水道工事に伴う配水管布設替え工事で、予定していた箇所の工事未発生等により8,848万1,000円減額し、612万7,000円とするものでございます。

5、原浄水設備改良費でございますが、落札率による不用額の発生により833万円減額し、5,431万5,000円とするものでございます。

6、配水設備改良費でございますが、落札率による不用額の発生により770万円減額し、1億2,221万円とするものでございます。

7、事務費でございますが、委託料で工事実施設計の未発生により1,265万円減額し、1,833万7,000円とするものでございます。

8、営業設備費でございますが、量水器費で水道メーター購入単価が想定よりも低かったことと購入数の減少により80万円減額し、315万2,000円とするものでございます。

資本的支出の合計は9億2,525万5,000円となるところでございます。

次に、7ページの予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、8ページ下の資金期末残高を24億3,016万7,000円と予定したところでございます。

以上で第3号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第4号議案 令和3年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について申し上げます。

お配りしております予算書と予算内訳書によりまして、それぞれ説明をさせていただきます。

予算書の1ページから2ページにかけては、先ほど企業長のほうで提案理由にて申し上げておりますので、若干文書について補足説明をさせていただきます。

2ページの第4条の本文でございますが、資本的収入が支出に対して不足いたします9億6,150万7,000円の補填財源といたしまして、消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,162万7,000円、減債積立金1億5,995万7,000円、過年度分損益勘定留保資金7億2,992万3,000円にて補填するという内容でございます。

次に、第5条が、債務負担行為をすることができる事項といたしまして、浄配水場運転管理業務委託を令和3年度から令和4年度までと定めたところでございます。

第6条が一時借入金の限度額、第7条が、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、(1)の職員給与費で3億2,070万7,000円、(2)の交際費、こちらは企業長交際費及び議長交際費の合計で45万円でございます。

第8条が、他会計からの補助金といたしまして、児童手当の支給に要する経費について、桶川市及び北本市の一般会計より水道事業会計に繰り出しを受けるものでございます。

第9条が、たな卸資産購入限度額、水道メーターの購入分でございますが、6,977万1,000円と定めたところでございます。

続きまして、4ページにまいりまして、令和3年度の予算実施計画でございます。

款、項、目までの予定額が記載されております。

このページから7ページまでの資本的支出までにつきましては、予算内訳書によりまして

説明させていただきたいと思いますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

予算内訳書の1ページでございますが、収益的収入及び支出の収入からでございます。

1、水道事業収益、本年度予定額30億7,817万2,000円で、前年度と比較しまして367万8,000円の増加となっております。

続きまして、1、営業収益のほうから申し上げます。

以下、金額につきましては本年度予定額を、内容につきましては主なものを申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1の給水収益26億5,064万8,000円、こちらは水道料金でございまして、有収水量1,438万1,000立方メートル、単価167円56銭を見込んでおります。

次に、2の受託工事収益2,743万円、こちらは給水工事箇所の路面復旧費及び手数料収入と、公共下水道工事及び土地区画整理事業に伴います給水管布設替えの収入でございます。

次に、3の分担金7,609万1,000円、こちらは新規利用分分担金でございまして、3条収入といたしまして、全体収入の70%となっております。

次に、4の公共下水道負担金9,096万4,000円でございますが、こちらは両市からの下水道使用料の徴収事務負担金収入でございます。

次に、2ページにまいりまして、2の営業外収益2億3,022万9,000円でございますが、このうち長期前受金戻入が2億2,393万9,000円で、営業外収益のほとんどが長期前受金戻入となっております。

次に、4ページにまいりまして、支出でございますが、1、水道事業費、本年度予定額29億38万4,000円で、前年度と比較しまして4,111万円増加となっております。

こちらにも予算額の大きな項目を申し上げます。

初めに、1の営業費用の1、原水及び浄水費12億1,016万6,000円でございますが、浄水課職員6人の給与費としまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計で5,083万4,000円を予定しております。

次に、5ページにまいりまして、委託料が1億903万8,000円でございますが、各浄配水場の管理委託や設備等の保守点検費用、水質検査費用となっております。

次に、修繕費が2,820万2,000円でございますが、浄配水場設備の修繕工事を予定しております。

次に、薬品費1,284万2,000円でございますが、浄水処理用の次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウムの購入費用でございます。

次に、受水費 8 億 8,797 万 4,000 円でございますが、埼玉県営水道からの受水費用といたしまして、受水量 1,306 万 6,500 立方メートル、単価につきましては 61 円 78 銭で、前年度と同単価でございます。

次に、2 の配水及び給水費 4 億 3,093 万 4,000 円でございますが、施設課職員 6 人、給水課職員 4 人、再任用職員 2 人の給与費としまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計で 7,452 万 4,000 円を予定しております。

6 ページにまいりまして、委託料 9,123 万 6,000 円でございますが、配水管の洗浄や漏水調査及び漏水受付の委託料等を予定しております。

次に、修繕費が 2 億 3,311 万 5,000 円でございますが、こちらは主のところでは配給水管の漏水修理や道路改良等に伴う布設替え、水道メーター検定満期取替え費用等を予定しております。

7 ページにまいりまして、路面復旧費 2,797 万 3,000 円でございますが、主に漏水修理箇所の路面復旧費用でございます。

次に、3 の受託工事費 2,825 万 8,000 円でございますが、給水課職員 2 人の給与費としまして、給料から法定福利費までの合計で 1,281 万 3,000 円を予定しております。

次に、8 ページにまいりまして、工事請負費 718 万円でございますが、公共下水道工事及び土地区画整理事業に伴う給水管の布設替え費用でございます。

次に、路面復旧費 706 万 2,000 円でございますが、給水取り出し箇所の路面復旧費用となっております。受託工事収益の給水工事収益にて収入を見込んでいる工事費でございます。

次に、4 の業務費 1 億 5,812 万 5,000 円でございますが、業務課職員 6 人の給与費としまして、給料から法定福利費までの合計で 4,866 万 1,000 円を予定しております。

9 ページにまいりまして、通信運搬費 1,151 万 9,000 円でございますが、水道料金の納入通知書等の郵送料でございます。

次に、委託料 9,521 万 2,000 円でございますが、料金徴収に関する委託費用といたしまして、主のところでは、給水契約の受付から検針及び収納業務までの一括委託をする水道料金等徴収関係業務委託 6,149 万円、水道の開閉栓を行う使用開始・中止等業務委託 1,364 万 5,000 円となっております。

5 の議会費 587 万 3,000 円でございますが、こちらは議会に要する費用といたしまして、議会議員の報酬、手当、それから旅費ですとか委託料等を予定させていただいております。

次に、10 ページにまいりまして、6 の総係費 1 億 7,435 万 1,000 円でございますが、初めに

それぞれ特別職の報酬と手当を見ております。次に、事務局及び総務課職員12人の給与費としまして、給料から法定福利費までの合計で9,547万3,000円を予定しております。

次に、12ページにまいりまして、広告料518万円でございますが、すいどうだよりの発行や親子水道教室の開催費用でございます。

次に、委託料1,879万5,000円でございますが、こちらは庁舎の管理費用や電算機の保守関連の費用を予定しております。

次に、13ページにまいりまして、賃借料453万6,000円でございますが、公用車や事務用機器等の賃借料でございます。

次に、修繕費328万円でございますが、主に庁舎の維持管理修繕費用でございます。

次に、退職手当負担金2,691万8,000円でございますが、こちらは埼玉県市町村総合事務組合に支払います負担金でございます。

14ページにまいりまして、7の減価償却費8億2,516万1,000円でございますが、このうちの大部分を配水管等の構築物が占めております。

8の資産減耗費1,994万1,000円でございますが、こちらは固定資産除却費が1,882万6,000円で、主に配水管の除却費用でございます。

15ページにまいりまして、2、営業外費用の1、支払利息及び企業債取扱諸費1,007万9,000円でございますが、こちらは企業債利息と借入金利息でございます。

2の消費税は3,107万4,000円でございます。

次に、4、予備費でございますが、500万円を予定させていただいております。

次に、16ページの資本的収入及び支出の収入でございますが、1、資本的収入、本年度予定額5,949万1,000円で、前年度と比較しまして9,002万5,000円の減少となっております。

初めに、関係市負担金の負担区分による負担金1,109万9,000円でございますが、こちらは消火栓の設置費用について桶川市、北本市よりご負担をいただくものでございます。

次に、補助金の県補助金936万2,000円でございますが、こちらは生活基盤施設耐震化等補助金でございますが、埼玉県から交付されるものでございます。

次に、工事負担金642万円でございますが、こちらは受託工事に要する配水管布設工事等の負担金収入でございます。主に公共下水道工事及び土地区画整理事業に伴う配水管布設替えの負担金でございます。

次に、分担金3,261万円でございますが、こちらは分担金収入の30%をこの4条に収入として入れるものでございます。

次に、17ページにまいりまして、支出でございます。

1、資本的支出、本年度予定額10億2,099万8,000円で、前年度と比較しまして1億4,237万5,000円の減少となっております。

1、建設改良費の1、石綿セメント管更新事業費6億473万3,000円でございますが、こちらは石綿管の布設替え工事費でございます、施設課職員3人の給与費を含んでおります。

次に、配水設備費5億6,653万3,000円、こちらは配水管布設工事で10件を予定しております。

次に、路面復旧費2,011万3,000円、こちらは4件を予定しております。

次に、18ページにまいりまして、2の配水設備費4,001万8,000円でございますが、こちらは配水管の新規布設費用で4件を予定しております。

次に、3の配水支管整備費6,771万3,000円でございますが、こちらは口径50mmの配水支管の布設工事を7件予定しております。

次に、4の工事請負費1,004万7,000円でございますが、こちらは受託による配水管等の布設工事費でございます、主に公共下水道工事及び土地区画整理事業に伴う配水管の布設替え工事を予定しております。

次に、5の原浄水設備改良費4,758万6,000円でございますが、こちらは浄配水場施設の改良工事等の費用としまして、浄配水場設備更新工事と浄水場電気設備設計業務委託を予定しております。

次に、6の配水設備改良費1,873万7,000円でございますが、こちらは舗装の本復旧工事のみを予定しております。

次に、7の事務費4,510万8,000円でございますが、こちらは建設改良に要する事務費用でございます、施設課職員2人の給与費を含んでおります。

19ページにまいりまして、8の営業設備費2,709万9,000円でございますが、水道メーターの購入費用や備品等の購入費用でございます。公営企業会計システムの更新や無線機の更新を予定しております。

最後に、企業債償還金1億5,995万7,000円でございますが、こちらは企業債の元金償還金でございます、財務省財政融資資金と地方公共団体金融機構に元金を返済するものでございます。

次に、予算書のほうに戻りまして、予算書の8ページをご覧ください。

予算書の8ページから9ページにかけては、令和2年度の予定キャッシュ・フロー計

算書でございます。

一会計期間における現金及び預金の増加及び減少を、それぞれ業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表したものとなっております。

一番下でございます資金の期首残高、期末残高は、令和2年度及び令和3年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致したものとなっております。

続きまして、10ページは給与費明細書でございます。

括弧書きは、再任用短時間勤務職員の外書きで、令和3年度は2名の予定でございます。一般職の職員は41名で、1名減となっております。

給与費は3万円の減、手当は478万円の減、法定福利費は156万6,000円の減でございます。全体で637万6,000円の減少となっております。

下の表は手当の内訳ごとの増減額を表したものとなっております。

次に、11ページは給料及び手当の増減額の明細でございます。

給料の3万円の減でございますが、昇給に伴う増加分で181万8,000円の増加、その他の増減分で184万8,000円の減少となっております。

手当につきましては、制度改正に伴う増減分で76万7,000円の減少、その他の増減分で401万3,000円の減少となっております。手当全体では478万円の減少となっております。

次に、12ページにまいりまして、給料及び手当の状況でございますが、こちらから15ページまでは、令和3年1月1日と令和2年1月1日と比較したものや前年度との比較となっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、16ページにまいりまして、債務負担行為に関する調書でございますが、浄配水場運転管理につきまして、令和3年度から令和4年度まで債務負担行為として定めたものでございます。

次に、17ページから19ページにかけましては、令和3年度の予定貸借対照表でございますが、こちらは令和4年3月31日現在の財政状況を表したものでございます。

18ページの2、流動資産の(1)現金預金20億1,346万3,000円が、先ほど申し上げました9ページのキャッシュ・フロー計算書の資金期末残高と一致したものとなっております。

次に、20ページから21ページにかけましては、令和2年度の予定損益計算書でございます。こちらは経営成績の予定を表したものでございます。本年度の当年度純利益は、下から4行目になりますが、2億4,885万3,000円を予定したところでございます。しかしながら、利益のうちの2億2,188万円は資金の裏づけのない長期前受金戻入となっております。

次に、22ページから24ページにかけましては、令和2年度の予定貸借対照表となりまして、令和3年3月31日現在の財政状況を表したものでございます。

23ページの2、流動資産の(1)現金預金24億3,016万7,000円が、先ほど申し上げましたキャッシュ・フロー計算書の資金期首残高となっております。

次に、25ページから26ページにかけましては注記でございますが、財務諸表を作成するに当たり採用しました会計処理の基準及び手続を注記として開示したものとなっております。

以上で、第4号議案の説明はここまでとさせていただきます。

以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤勝明君） それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は午前10時10分といたします。

(午前10時00分)

---

○議長（加藤勝明君） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

(午前10時10分)

---

△一般質問

○議長（加藤勝明君） 日程第5、一般質問を行います。

---

◇ 中村洋子君

○議長（加藤勝明君） 通告順に伴い、中村洋子議員の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○5番（中村洋子君） おはようございます。

2020年1月から発生した新型コロナウイルス感染の流行は世界的規模に広がり、感染防止の3密を避け、自粛生活が強いられて1年が過ぎました。まだまだ予断を許さない状況でございます。市民の自粛生活と仕事、経済のテレワークなど、新しい生活様式が模索されています。

そこで、件名1、コロナ禍において市民からの相談件数はどのようになっているのか伺うものです。また、減収による減免等の相談が寄せられているかどうか。また、引き続き相談窓口は設けられていくのか、事業主からの相談はあったか、この個人と事業所、二手に相談があるか伺うものです。

件名2、水道料金の基本料金免除の策をどのように評価するか。基本料金が2か月減免され、市民生活は非常に助かったかと思えます。ぜひその状況を聞かせてください。

それから、件名3、事業計画に変更があったのか。コロナの影響で工事がストップしたとかそういう影響があったかどうかをお尋ねします。

件名4、職員の安全・安心をどのように確保しているかというところでは、やはり先ほども説明がありましたけれども、検温、消毒、また3密を防止するというほかに、何かやっていることがありましたら何うものです。ぜひよろしく願いいたします。

1回目は終わります。

○議長（加藤勝明君） 中村洋子議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

業務課長。

○業務課長（小菅 勉君） 質問事項1についてお答えいたします。

減収による減免の相談はございません。ただし、支払い期限の延長の相談は、令和2年4月から令和3年1月までの期間で22件ございました。

また、相談窓口は現在も設けられており、ホームページに掲載し、皆様へ周知を図っております。

事業主からの相談ですが、音楽教室が1件、チェーンの飲食店、店舗としては桶川市1店舗、北本市1店舗ですが、そちらの本部から1件ございました。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 質問事項2についてお答えさせていただきます。

コロナ禍の影響により市民及び事業者に経済的な打撃をもたらした状況を踏まえて、当企業団では昨年、市民生活や経済活動を支援するため、水道料金のうち基本料金について2か月分の減免を実施いたしました。

緊急事態宣言による外出や営業の自粛等により、家庭では在宅時間が増え、水道使用量の増加による負担感が増し、飲食業をはじめとするサービス産業では経営が非常に厳しいものとなっております。このような状況を鑑みて基本料金の減免を行ったもので、金額は2か月で1,474円と僅かではございますが、水道使用者の皆様への支援として微力ながら貢献できたのではないかと感じており、政策的に意義があったものと感じております。

次に、質問事項3についてお答えさせていただきます。

当企業団の発注した工事におきましては、コロナ禍による影響での変更等はございませんでした。

次に、質問事項4についてお答えさせていただきます。

現在、二度目の緊急事態宣言が発令され、感染防止対策に気が抜けない状況が続いておりますが、当企業団では、これまで職員のマスクの着用、室内の定期的な換気、毎日の検温等体調管理の徹底や、事務所内カウンターへの透明ビニールシートの設置、営業等で来庁された方への入室制限など、感染拡大防止のための取組を行ってまいりました。

さらに、職員には時差通勤、通勤方法の変更、業務状況を考慮しながら年次有給休暇の計画的な取得を奨励しております。事務所内におきましては、アルコール消毒液の設置箇所の増設、アクリル製パネルスタンド等の設置、昼食時は距離を取り会話を控えるなど、人との接触機会の低減に向けた取組を行っているところでございます。

また、職員が風邪の症状により医療機関を受診した際や濃厚接触者となった場合には、医師等にPCR検査の必要性を仰ぐなど適切な対応を取るよう指導し、安全・安心を確保するための対処を心がけております。

今後におきましても、長期化するコロナ禍の中、さらに気持ちを引締め、新しい生活様式としての感染拡大を防止する習慣を日頃より実践していかねばならないと感じております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 2回目の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○5番（中村洋子君） 2回目、質問させていただきます。

件名1のところですが、令和3年1月までの期間で22件相談がありましたということなんですが、個人的な相談で、具体的にはもう少し内容を聞かせていただきたいと思っております。

それから、件名3、4につきましては、やはり工事については変更するということはないということで、外の工事ということもありますのでそういう状況はあったかと思っておりますが、やはり建設関係の方に聞くと、県をまたいだ工事というのがことごとく行けないような状況になって、非常に減収になったという状況も聞いております。そういう面ではやはり市内の仕事量が減ってしまうと減収になっていくということで、経済が疲弊していくのではないかとということも危惧します。そういう点での工事量としては、今後変更のないようお願いしたいということを要求したいと思っております。

また、生活困窮者については、社会福祉協議会のほうには相談の方が毎日、やはり6人、7人ということで相談に見えているという実態もあるようです。そういう面ではまだまだ、コロナの影響ということで仕事がなくなった、またアルバイトができないという方々の生活もどんどん疲弊していつているという実態もありますので、今後そういう相談活動を引き続きやっていただけるかどうかというところを、ぜひ2回目をお願いします。

○議長（加藤勝明君） 執行部の答弁を求めます。

業務課長。

○業務課長（小菅 勉君） 2回目の質問についてお答えいたします。

具体的な相談内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減ったというものが9件、仕事が止まったが2件、新型コロナウイルス感染症の影響というのが7件、あとは1件ずつになります。新型コロナウイルス感染症の影響で仕事が減った、就職活動ができない、収入がない、年金生活で外出ができないといった内容でございます。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質問を終了いたします。

---

◇ 高 橋 伸 治 君

○議長（加藤勝明君） 次に、高橋伸治議員の質問を許可いたします。

高橋伸治議員。

○2番（高橋伸治君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

実は、1年前にICT、IoTについて一般質問させていただきました。それから世の中はコロナの感染の拡大というような大きな変化が起こり、それから政権交代をして、菅内閣が出来上がり、デジタル庁という構想も今進行しております。この1年の間、デジタルトランスフォーメーション、DX等考え方も変わり、テレワークという形でますますICT、デジタル化というのが進行してきたのではないかと思います、この1年、どう変わったか、ちょっと早過ぎた再質問かもしれませんが、質問させていただきます。

件名1、デジタル化について。

要旨の1では、事務処理に関してこの水道企業団がどのようになっているか。1回目の質問としましては、この10年、近年デジタル化がどう進んできたかという現状をお聞きしたいと思います。要旨の1では最初に現状をお伺いいたします。

要旨の2、IoTにつきまして、これはまさに1年前にお聞きして、大きな変化は起こっ

ていないと思いますけれども、それでも実験段階にあるところがどう動いてきたのか、当企業団がこれにどう取り組めるかという視点でお伺いしたいと思います。

私としては、ぜひ先進事例になるぐらいのことを企業長、副企業長で考えていただければと思っておりますけれども、現状についてお伺いする次第です。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（加藤勝明君） 高橋伸治議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 質問事項1、要旨1についてお答えさせていただきます。

事務処理のデジタル化につきましては、以前より導送配水管の情報を管理する管路情報管理システム、マッピングシステム、各浄配水場をコントロールする浄配水場遠方監視制御システム、検針、調定、収納、窓口業務等を一括管理する上下水道料金管理システム、予算決算の管理や収入、支出事務を行う公営企業会計システム、職員の人事、給与事務作業を管理する人事給与システムを導入しております。

また、近年では例規集のデータベース化も行い、効率的な事業運営を目指した業務の利便性の向上を図ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 業務課長。

○業務課長（小菅 勉君） 質問事項1、要旨2についてお答えいたします。

I o Tとはinternet of things、様々なものがインターネットのようにつながり、情報交換することにより相互に制御する仕組みということであり、水道の分野においては水道スマートメーターがこれに該当するものであります。

水道スマートメーターを導入した場合の効果として、自動検針化により、人手に頼ってきた検針業務の負担軽減、検針からの料金算出、請求までの処理を自動化できること、引越に伴う開閉栓の遠隔操作、音聴センサー機能を追加することにより、給水装置からの漏水の監視が可能になります。また、きめ細かい水需要が把握できるようになり、これに基づく管網更新計画が可能となります。

次に、水道スマートメーター導入の課題として、メーター本体が高額であるということもとより、安全で最適な通信方法の検証、情報セキュリティー対策の検証、電力、ガス等他分野との連携といった課題があります。

現在、公益財団法人水道技術研究センターが事務局、厚生労働省水道課がオブザーバーとなり、水道スマートメーター普及に向けて水道事業者、企業、学識者によるA-Smartプロジェクトを実施しており、スマートメーターの導入に向けて具体的仕様などを協議しているところでございます。

また、東京都水道局では、水道スマートメータトライアルプロジェクト実施プランを進めており、2024年度までに約10万個の水道スマートメーターを導入し、導入効果の検証を進めていく計画となっております。

なお、スマートメーターと通信インフラ整備や通信料負担、システム開発費用を含めると、総額で50億円の事業費となっております。

このように、今のところ国や大規模水道事業者等により水道スマートメーター普及に向け検証を行っている段階であり、企業団での水道スマートメーターの導入は難しいと考えております。

しかしながら、今後の動向については傍観することなく、情報収集を行い、水道スマートメーターが普及してきた際に早期導入できるよう、今後も注目していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 2回目の質問を許可いたします。

高橋伸治議員。

○2番（高橋伸治君） ありがとうございます。

前回の質問から1年ということで、検討する時間等もなかったと思うんですけども、件名1、要旨1につきましては、最近、AI等導入して、それから音声で入出力ができるという、会議等が全部テキスト化されるような時代を迎えていますので、その辺も視野に入れて検討をお願いしたいと思います。

現在分かっている今後の展望について、要旨1ではお伺いいたします。

それから、IoTに関しましては、先ほど50億円という概算が出ていましたから、これが普及して10分の1くらいになると導入検討ですかね。そのあたりももう一度お願いしておきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（加藤勝明君） 総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 高橋議員の2回目の質問にお答えいたします。

事務処理のデジタル化からは少し外れますが、現在、厚生労働省では水道事業のデジタル化を推進するため、経済産業省と連携して水道情報活用システムの導入を進めております。

これはデータ流通ルールを標準化して、他の水道事業者とシステムを共同利用することを可能とするもので、運用コストの低減やデータ流通が可能となることにより、広域連携検討に必要な情報の集約、整理が容易となるなどの効果が期待されております。

特に水道台帳については、改正水道法にて令和4年9月末までに作成が義務づけられておりますので、水道情報活用システムを利用した電子台帳の作成も含めて今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、高橋伸治議員の質問が終わりました。

---

◇ 星 野 充 生 君

○議長（加藤勝明君） 次に、星野充生議員の質問を許可いたします。

星野充生議員。

○3番（星野充生君） それでは、3番の星野充生、一般質問を行います。

まずは質問事項の件名1、広報活動についてです。

私も過去何度かこの広報活動については一般質問で、どうやって市民の皆さんに水の大切さというものを、そういうところを知っていただく、そういう工夫を求めておりました。残念ながら今年度に関しましては、いわゆる浄水場の見学ですとかそういうものを見送られましたし、一般報告にもあったとおり、毎年やっておりました防災訓練、こちらの参加も見送りというような形で、仕方がないとはいえちょっと残念な事態となりました。

まだまだ新型コロナウイルスの終息、なかなか先が見えないという状況の中、では来年度、例年実施していた浄水場の見学などは計画されているかどうかということ質問要旨の中に入れてさせていただきました。

もしされる場合は、感染拡大の防止策、どのような形で取られるのか伺いたいと思います。また、もし中止といいますか、やられなくなった場合は、この水の大切さといったようなものをどのような形で皆さんに知らせていくのか、何か考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

件名の2としましては、水道料金についてでございます。

先番議員と少し重なる部分も多少あるんですけども、今年度、2か月分基本料金の減免が行われました。市民の方からは、やはりこれについてはありがたいというお声をいただいておりますが、今後あり得るのかというところ、お聞きしたいと思います。

以上が1回目の質問になります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤勝明君） 星野充生議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 質問事項1についてお答えさせていただきます。

当企業団では、例年水道週間の期間中に中丸浄水場で施設見学会を実施しております。この施設見学会は人数制限を設けず、当日来庁された希望者全員が参加しております。しかし、令和3年度は、コロナ禍の状況にもよりますが、密を避けるために、見学希望者は予約制として、1回の見学会を少人数で行いたいと考えております。また、見学は屋外からとし、見学者にはマスクやフェースシールドを配布して着用していただき、お互いに距離を取った感染防止対策を講じた見学会を実施する予定でございます。

しかし、感染拡大が収まらず、再び緊急事態宣言が発令されるような事態になれば、感染リスクを考慮して見学会の実施を見送る予定でございます。

今までのように直接施設を見学して、水道について理解と関心を深めていただく機会がなくなることは残念ではございますが、これまでと同様に、水の大切さをすいどうだよりやホームページなどを通して情報を発信してまいります。

また、来年度はホームページのリニューアルを予定しております。スマートフォン等の利用により現在のインターネット環境は大きく変化しております。ホームページもそうした変化に対応し、見やすく、利用者にとって利便性の高いものに更新し、市民の皆さんに水の大切さを発信したいと考えております。

次に、質問事項2についてお答えさせていただきます。

当企業団では、コロナ禍による経済情勢を踏まえて、昨年、水道料金のうち基本料金2か月分について減免を行い、市民生活や経済活動を支援いたしました。この事業では、6万3,076件の使用者に対し、総額9,245万5,176円の減額が実施されました。この減免により給水収益の減収が見込まれましたが、両市との協議により減収分をご負担いただけることとなり、補助金として交付される予定となっております。

基本料金の今後の減免につきましては、人口減少や節水機器の普及による使用水量の減少に伴う給水収益の減収、あるいは老朽化した施設の更新費用や維持管理費用の増大など、当企業団の水道事業経営は大変厳しい状況となっております。このような中、計画的に施設を更新し、災害に強い水道施設を構築していかなければならない状況でございますので、内部

留保資金を活用した基本料金の減免は難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 2回目の質問を許可いたします。

星野議員。

○3番（星野充生君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

来年度の予定としては屋外からやるというようなことで、写真なんかでも見たことがありますが、私自身も中丸浄水場を見学した際に、狭い階段を降りながらやっていたわけですが、そういったことがやはりできなくなってしまうということなのではないかとは思いますが、その見学する内容、例年とどのように違っていくものなのか、その辺の違いといいますか、そこを少し教えていただければと思います。

また、ホームページのリニューアルを予定しているということでございました。委託となるでしょうが、どのようなホームページにしようという何か考えがとおりになるか、あったら教えていただきたいと思っておりますし、また、企業団の意見というものがしっかりそこに反映されるものなのかどうか、少しその辺のところを伺えればと思います。

水道料金のことに関しましては、中長期的な目でいきますと難しいだろうというふうな、そういうご答弁ではなかったかと思っております。しかし、来年度も恐らくまだまだこのコロナは市民の生活を脅かす状況には変わりはないかなと思っております。油断するとあっという間にまた広がっていくというような状況でございます。そうなりますと、やはりまだまだ生活に困っていくという事態も十分考えられるわけですので、中長期的なところはまた別として、恐らくどちらかというところ、ちょっと鶴の一声というか、何かそんな感じで決まる場所もあるのかななんて思っていたりもしますが、柔軟な対応、社会情勢に合わせて柔軟な対応を考えていただきたいというふうに思っておりますので、これに関しましては要望とさせていただきますので、答弁は結構でございます。

以上で2回目の質問を終わりにいたします。

○議長（加藤勝明君） 星野充生議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 星野議員の2回目の質問にお答えいたします。

コロナ禍における施設見学会につきましては、浄水場は衛生施設でございますので、感染リスクには特に注意を払わなければならないため、中央管理室やポンプ室等には立ち入らな

いで建物の外から説明を行い、見学時間もこれまでより短くしなければならないと思っております。しかし、その分説明が分かりにくくなりますので、当日お配りする資料は写真のページを増やして工夫をしたいと考えております。

次に、現在ホームページなどを利用するツールはスマートフォンを利用する方が増えております。当企業団のホームページは平成15年度に開設以来、大きな変更は行っておりませんので、スマートフォンからでは見づらく、利用しづらい画面構成になっております。そこで、来年度、スマートフォンからでも見やすく、分かりやすいホームページに更新したいと考えております。

現段階ではホームページの具体的な内容は決まっておりますが、委託業者から提案を受けたり、他の事業体のホームページを参考にしながら、委託業者と協議を行い、利便性の高いホームページにリニューアルしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、星野充生議員の質問を終了いたします。

---

◇ 佐 藤 洋 君

○議長（加藤勝明君） 次に、佐藤洋議員の質問を許可いたします。

佐藤洋議員。

○10番（佐藤 洋君） 議長のお許しをいただきまして、10番、佐藤洋、一般質問をさせていただきます。

質問の前に、資料の配付をお願いします。議長、よろしいでしょうか。

○議長（加藤勝明君） 資料の配付を許可いたします。

○10番（佐藤 洋君） 今、お手元に朝日新聞の1月11日の夕刊の記事でございます。大阪の八尾市で起きた事件というか、悲惨な57歳のお母さんと24歳の息子が亡くなったと。これは5回シリーズで実はありまして、私のほうで全部切り抜きをしてありますので、もしほかのものも必要でしたら事務局に言っていただければ、コピーで差し上げたいと思います。

今回なぜこれを題材としたかということでございますけれども、先ほども中村議員や星野議員のほうから、コロナの関係で、世の中ふだんでも大変なのに、このコロナ禍の中で貧困という問題がかなり大きくクローズアップをされてきています。特に若年層の自殺が増えてきている。そういうことを見ますと、この大阪で起きたこの事件が人ごとではないんじゃないかなというふうに思います。

特に、この八尾市は生活保護を担当する部局と水道部局が同じ市役所の中にあるんです。にもかかわらず、水道の停水をやった情報が生活保護の部局に伝わっていない、こういうことが実は明らかになったんです。

特にうちは桶川北本水道企業団一部事務組合で水道を供給をし、行政は桶川と北本市ということになっている。ある意味で言えば、縦割り行政の弊害があるのかな。ただ、これ全部記事を読みますと、市役所のほうでやはり察知ができなかった原因もかなり実はあると。市議員の方もこれに関わって一生懸命努力したみたいですけども、最終的にはこういう孤独死を招いてしまったということでございます。

そこで、今回質問といたしまして通告をいたしました。いわゆるライフラインの水道です。これを停水、水道を止めるということはどういうことですかというのが質問事項でございます。

①番、停水に対する行政執行の流れを説明をお願いいたします。

2番目で、年間で料金未納による停水の案件は何件ぐらいあるか。

最後に、3つ目に、桶川市、北本市と生活保護世帯の停水について協議したことはあるかということが1回目の質問であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤勝明君） 佐藤洋議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

業務課長。

○業務課長（小菅 勉君） 答弁に先立ちまして、議長に資料の配付の許可をいただきたいと思っております。

○議長（加藤勝明君） 資料の配付を許可いたします。

○業務課長（小菅 勉君） お手元に配付しました資料からご説明させていただきます。

これは、令和3年1月28日に行いました停水執行に至る過程を図にしたものでございます。こちらを例に、質問事項1、要旨1についてお答えいたします。

まず、9月に検針を行い、調定が確定した後、図の中の①納入通知書を9月25日に発行いたします。納期限は10月15日でございます。次に、②口座振替の場合、10月15日に引き落としを行います。続きまして、期限までにお支払いがない場合は、11月2日に③督促状を発行します。納期限は11月16日でございます。11月は15日が日曜日のため後ろにずれました。口座振替の場合も11月16日に④再振替を行います。ここで引き落としがされない場合、⑤督促

状を発行いたします。さらに納付がない場合は、12月1日に⑥催告書を発行いたします。ここから徴収委託業者が訪問し、督促を行うこととなります。さらに納付されない場合は、1月に入り、⑦停水予告書を発行いたします。さらに納付がない場合は停水執行状を発行し、最終的に1月下旬に停水を行うこととなります。

以上が停水までの流れでございます。

このように、9月上旬に検針した水道料金が4か月半経過してもお支払いがない場合、停水の対象となります。

なお、水道料金のお支払い方法は、令和元年度は口座振替が75%、納付書が25%の割合となっております。

次に、要旨2でございます。

令和元年度においては537件ございました。

続きまして、要旨3でございます。

桶川市、北本市と生活保護世帯の停水について協議したことはございません。また、生活保護世帯のため停水は保留していただきたい等の連絡もございません。

なお、企業団では、訪問による督促の過程で生活困窮者と判断した場合は、一律の停水は行わず、支払い猶予や分納の提案を行っております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 2回目の質問を許可いたします。

佐藤洋議員。

○10番（佐藤 洋君） 答弁ありがとうございました。

実は厚生労働省のほうで通達を出しております。やはりどうしても行政の連携ということで、特に生活保護の場合、いろいろ情報の秘密性というのがありますからなかなか、変な意味じゃないんですけれども、表立ってというわけではないんです。ただ、行政側のほうでは生活保護を担当するケースワーカーがあります。ただ、これも先ほどの新聞記事の中で出ていますけれども、非常にケースワーカーの持っている世帯数が多ございます。そういう意味では、ケースワーカーそのものが1世帯当たり、市街地で60世帯、しかし市街化調整区域では80世帯というふうになってはいますが、桶川、北本の現実には100前後を持っているのかなというふう聞いております。

そういう点では、なかなか緻密な計画的なものではないという現状がありますけれども、先ほど言いましたように、今後のコロナの終息に向けての経済的な貧困はさらに強くなって

いくというふうに思いますので、今、答弁の中で、実際にそういう件数の相談はないということでございますけれども、水面下の中では両市にはかなりこういう問題もあると思います。

そこで、2回目の質問をさせていただきます。

このいただきました資料の⑥番で催告書というのを発行いたします。そして、徴収の委託業者が訪問をして催促を行うという流れですけれども、この委託業者はどのような民間業者で、そしてそのケースについて企業団とどのような報告なり打合せ等を行っていますか。これが1つです。

2つ目に、停水に至ったものが令和元年度537件ということですが、その理由についてお知らせをいただき、経済的理由の中で深刻な事案があったかどうか、それを2つ目に質問いたします。

最後、3つ目ですけれども、コロナ禍の中で、先ほど言いました厚生労働省は、インフラの機関、ライフラインの機関と生活保護部局の連携を再三呼びかけております。そこで、桶川市、北本市の生活保護部局との連携を構築するようなことが求められるというふうに思います。

企業長が桶川市の市長ということでございますから、僭越でございますけれども、これは企業長のほうでご答弁をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 佐藤洋議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

業務課長。

○業務課長（小菅 勉君） 2回目の質問についてお答えいたします。

徴収業務を委託している業者ですが、株式会社日本ウォーターテックスという会社で、鴻巣市、久喜市、伊奈町、白岡市、熊谷市でも水道料金の徴収業務を行っている業者でございます。

また、報告ですが、停水のため訪問した際に、待つてほしい旨を告げられた場合、現地から電話連絡が入ります。その際、使用者の方に企業団に来ていただき、確約書を書いてもらうよう伝えます。そして、実際に来られた際に、企業団職員、徴収委託業者、使用者の三者で話し合い、一括の支払いが無理な場合には分納の確約書を書いてもらいます。

次に、停水に至った理由ですが、理由がはっきりしているものは、無断転出と使用者本人の死亡でございます。それ以外の場合は、想像になってしまうわけでございますが、経済的

な理由も少なからずあろうかと考えます。

また、経済的な理由で深刻な事案ですが、個人情報のため、具体的には申し上げられませんが、家庭の事情で借金をし、そちらの返済を優先しているため水道料金を分納しているケースと、家族の中で複数人が入院してしまい、入院費を分納している状態のため、水道料金も分納しているというケースがございます。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 小野企業長。

○企業長（小野克典君） 佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

厚生労働省はライフライン機関と生活保護部局の連携を再三呼びかけているということで、桶川市、北本市との生活保護部局との連携を構築することについてということでございます。

大変、先ほど非常にショッキングな新聞記事、資料として配付をいただきました。また、ご質問にございましたように、今ケースワーカーが各自治体で受け持つ負担、件数が本当に増えてきており、またこのコロナ禍ということもあって増えているということで、非常に自治体によっては深刻なところもあるというようなことを、たまたま昨日、夜のNHKニュースでもやっておりまして、私もそれを拝見したんですけれども、まさにそういったところにもやはりしっかりと焦点を当てていかななくてはならないのかなというふうに思っているところでございます。

佐藤議員からご質問ありましたように、厚生労働省では全国の水道事業者に対しまして、令和2年3月18日及び5月14日並びに令和3年1月25日付の水道課長通知にて、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に水道料金の支払いに困難を来している水道使用者を対象として、その置かれた状況に配慮した支払い猶予等の対応や、給水停止に当たっては、使用者の状況を踏まえたより丁寧で慎重な対応を行うよう再三要請されるような通知がなされているところでございます。

また、少し遡りますけれども、平成31年3月29日には、生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡、連携体制の構築等についてと題しまして、水道事業者においては、生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡、連携体制の構築に努めていただきたい旨の通知がなされております。

当企業団においては、これらの通知に基づきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により水道料金の支払いが困難になった水道使用者に対しまして、個別に支払い相談等を受付けし、対応しているところでございます。

しかしながら、先ほど配付されました新聞記事等にありますように、お話のあった記事の中では、今議員の質問の中では、同じ市の中で八尾市の場合は水道とそういった部局があるにもかかわらず、こういった結果になってしまったというようなことでございましたけれども、ちょっとこちらの企業団としても、現在桶川市、北本市の福祉担当部局との連携、連絡体制についての構築がされているかということ、現在されていない状況であるということでございますので、今回こういったご提言をいただきましたので、今後は副企業長でもあります北本市の三宮市長ともよく協議をしまして、こういった構築に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、先ほどご答弁でもありましたけれども、検針業務を行う際、また先ほどの督促状を出してもなかなか納入されないような場合、戸別訪問をしての督促ということもございまして、その戸別訪問での督促の際にも、そういった生活困窮者の早期発見、早期支援につながるような取組を今後進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、佐藤洋議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問は全て終了いたしました。

---

#### △第1号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（加藤勝明君） 日程第6、議案の質疑、討論、採決を行います。

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第1号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（加藤勝明君） 起立全員であります。

よって、第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）は、原案のと

おり承認することに決定いたしました。

---

△第2号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（加藤勝明君） 次に、第2号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第2号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（加藤勝明君） 起立全員であります。

よって、第2号議案 専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

△第3号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（加藤勝明君） 次に、第3号議案 令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○5番（中村洋子君） 5番、中村洋子です。

補正予算の予算書の中の5ページの工事請負費なのですが、9,963万6,000円、予定額のマイナスが9,271万9,000円ということで、工事そっくり減という状況になっているかと思うんですが、先ほども若干説明はありましたが、詳しく説明をお願いしたいと思います。

また、6ページの建設改良費の中の工事請負費、これも8,848万1,000円の減という内容ですので、よろしくをお願いします。

○議長（加藤勝明君） 執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○事務局次長兼施設課長（河野宏之君） 工事負担金の減額につきましてお答えします。

この予算は、両市からの依頼により、北本市久保特定土地区画整理事業地内の配水管布設工事や公共下水道工事に伴う配水管布設替え工事等の概算工事費を積算し、積み上げた予算でございます。

久保特定土地区画整理事業地内につきましては、予定していた工事の中止、公共下水道工事につきましても配水管にほとんど支障がなく、布設替え工事が一部路線しか生じませんでした。したがって、収入として両市からの入金がほとんどなく、減額補正を行うものでございます。

次に、建設改良費、工事請負費でございますが、こちらはただいま申し上げました両市からの依頼による工事の支出予算でございまして、予定した工事がほとんど生じませんでしたので、減額補正をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 2回目の質疑を許可いたします。

ありませんか。

○5番（中村洋子君） 結構です。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質疑を終了いたします。

質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第3号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（加藤勝明君） 起立全員であります。

よって、第3号議案 令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

△第4号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（加藤勝明君） 次に、第4号議案 令和3年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算

についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

通告1番、中村洋子議員の質疑を許可いたします。

中村議員。

○5番（中村洋子君） 5番、中村です。

内訳書のほうから質疑をしたいと思います。

16ページの中の工事請負費、前年度比でマイナス9,321万6,000円ということで、やはり工事の減なのかということなんですが、その理由をお示しいただきたいと思います。

また、18ページの配水設備改良費1億1,117万3,000円の減の理由もよろしくお願ひいたします。

こちらは1から5までの減額の理由ということで先ほど説明がありましたが、最も減額の金額が大きいものですから、詳しく知りたいということで質疑するものです。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤勝明君） 中村洋子議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○事務局次長兼施設課長（河野宏之君） 工事負担金の減額につきましてお答えいたします。

第3号の補正予算の回答と重複してしまいますが、令和3年度につきましては、北本市久保特定土地区画整理事業地内の配水管布設工事、公共下水道工事の路線の縮小が主な要因でございます。

配水設備改良費の減額につきましては、今年度は中山道の電線共同溝埋設工事や歩道新設工事に伴う配水管布設替え工事が4路線ありましたが、来年度につきましては舗装の復旧工事のみの工事となりますので、大きく減額となりました。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 2回目の質疑を許可いたします。

ありますか。

○5番（中村洋子君） ありません。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質疑を終了いたします。

次に、通告2番、星野充生議員の質疑を許可いたします。

星野充生議員。

○3番（星野充生君） それでは、予算内訳書の中から質問させていただきます。

まずは、12ページでございますホームページリニューアル業務委託についてです。一般質問でも少し触れましたけれども、その委託業務の詳細ですとか今後のスケジュール、どのような形でリニューアルを進めていくのかについて伺いたいと思います。

それから、15ページでございます石綿セメント管撤去費用に関してです。更新とは違うのかなというようなところで、この内容を詳しく伺いたいと思います。

以上です。

○議長（加藤勝明君） 星野充生議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀 和行君） 予算内訳書12ページ、ホームページリニューアル業務委託についてお答えいたします。

ホームページリニューアル業務につきましては、5月に起案をして6月に指名競争入札を行い、委託業者を決定し、7月に契約ができればと考えております。契約後には委託業者とホームページのレイアウトやデザイン、サイトの設計などの打合せを行い、既存のホームページの移行や新しくホームページの構築を行い、スマートフォンからでも見やすく、閲覧者がストレスを感じる事のない利便性の高いホームページになるように協議を重ねて準備したいと考えております。

新しいホームページに切り替えるのは12月を予定しております。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 施設課長。

○事務局次長兼施設課長（河野宏之君） 石綿セメント管撤去費用につきましてお答えいたします。

当企業団では、川田谷浄水場で受水した県水を連絡送水管を利用して石戸浄水場及び中丸浄水場へ送水し、自己水とともに配水する水運用を行っております。

今までは石戸浄水場経由で中丸浄水場の配水池へ流入しておりましたが、現在は圏央道の側道に新たに布設した連絡送水管により、川田谷浄水場からダイレクトに中丸浄水場の配水池に流入する水運用に変更いたしました。したがって、石戸浄水場と中丸浄水場間の連絡送水管は機能を停止しております。

この予算は、久保特定土地区画整理事業地内の廃道予定路線に埋設されております連絡送

水管である石綿セメント管を撤去するものでございます。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 2回目の質疑を許可いたします。

星野充生議員。

○3番（星野充生君） ホームページのリニューアルに関しましては了解いたしました。

石綿セメント管の撤去費用に関しましては、ある意味イレギュラーな状況だったということだと思いますが、今後またこういったことというのはあるものなのかどうかということは何えればと思います。

以上です。

○議長（加藤勝明君） 星野充生議員の2回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○事務局次長兼施設課長（河野宏之君） お答えいたします。

区画整理地内に廃道となり民地になる路線がございます。近い将来同様な工事が行われることが発生すると考えられます。

以上でございます。

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、星野充生議員の質疑を終了いたします。

質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第4号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（加藤勝明君） 起立全員であります。

よって、第4号議案 令和3年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

△特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（加藤勝明君） 日程第7、特定事件の閉会中の継続審査の申し出についてを議題とい

たします。

議会運営委員会委員長から、所管事項につきまして、会議規則第102条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤勝明君） ご異議なしと認め、議会運営委員会委員長からの申し出につきましては、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

△閉会の宣告

○議長（加藤勝明君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和3年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前11時14分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 加 藤 勝 明

署 名 議 員 岡 安 政 彦

署 名 議 員 中 村 洋 子



## 参 考 资 料



## 議 案 の 審 査 結 果

### 企業長提出議案

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果	
		月 日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）	2月19日	原案承認
2	専決処分の承認を求めることについて（桶川北本水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について）	2月19日	原案承認
3	令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について	2月19日	原案可決
4	令和3年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について	2月19日	原案可決

